

第10回規範意識・家族・地域  
教育再生分科会  
議事録

内閣官房教育再生会議担当室

## 第10回規範意識・家族・地域教育再生分科会議事録

日 時 平成19年4月26日(木) 16:03~18:18  
場 所 学術総合センター(中会議室4)

### 議 事 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 特別支援教育について

(ヒアリング)

- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員 渥美義賢氏
- ・日本発達障害ネットワーク代表 全国LD親の会会長 山岡 修氏

#### 3. キャリア教育、職業教育について

(ヒアリング)

- ・富山県教育委員会教育次長 中田正幸氏
- ・NPO法人ETIC代表理事 宮城治男氏
- ・内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付青少年育成第一担当参事官 大塚幸寛氏

#### 4. 閉 会

(報道関係者入室)

池田主査 ただいまから第10回の第2分科会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中にも関わりませず、ご出席いただきまして、感謝いたしております。

ご案内のとおり、本日は特別支援教育に関しまして、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員の渥美義賢氏、また、日本発達障害ネットワーク代表で、全国LD親の会会長の山岡修氏からご説明いただきます。また、キャリア教育、職業教育に関しましては富山県教育委員会教育次長の中田正幸氏、NPO法人ETIC代表理事の宮城治男氏、そして内閣府の政策統括官付青少年育成第一担当参事官の大塚幸寛氏から、ご説明いただく予定です。皆さまのお話を承らせていただいた後、それぞれの分野につきまして、討議させていただければと思っております。

(報道関係者退室)

池田主査 本日の議事に入らせていただきます前に、前回の第2分科会で議論させていただきました「子供の心の成長」に関するアピールについてご意見をいただければと思います。

本件につきましては、皆様ご承知のように、今朝の新聞の1面に、概要をかためたという記事が出されております。皆さん共通の思いでございますけれども、内容についてはまだ何ら決定されているものではございません。私といたしましても、このような記事が出たことにつきましては、大変残念なことであると思っております。アピール内容につきましては、今後、委員の皆様方のご意見を踏まえて検討させていただければと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

今、皆さま方のお手元にあるのは、先日の第2分科会における委員の皆様方のご意見をもとにしまして、私と義家委員、事務局を中心に調整させていただき、試案として作成させていただいたものでございます。こちらをお目通しいたきながら、限られた時間ではございますけれども、ご意見を頂戴いたしまして、それを基にしまして、もう一度事務局ともどもにまとめをさせていただければと思っております。

そういう検討過程のものでございますので、この試案につきましては、お帰りの際卓上にお置きいただければと思っております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

義家委員 今回の新聞のことですけれども、4月17日に第2分科会が開催されて、アピールを出していくというお話の中で、私自身、親学の重要性を非常に強く感じている人間なんですけれども、親学として何を入れるべきかというのを、議論を踏まえた上で、今回記事を出した新聞とはお話をしました。そのことの議論は、全体で行われていないんですけれども、報道の内容は、昨日の運営委員会で集まった中でそれを議論したという形だったと思うんですが、その辺の難しさというか、私の不注意というか、その辺についてまず最初に皆さんにおわびしたいと思います。

ただ、言った内容とちょっと乖離している部分というか、違う部分も多々ありますので、

その辺について私個人として、信義にもとることなので、対応した記者の方とはお話をしたいと思っています。本当にご迷惑と心配をおかけして申しわけありません。

池田主査 再生会議全般についてマスコミからも関心を持っていただいて、大変ありがたいことではありますが、前回の会議の後、アピールを検討するという会見でお話したものですから、大変関心を持たれたようでございます。いろいろな意味合いで今後とも慎重な対応をさせていただければと思っております。

今、お手元に素案を差し上げたところで、それにすぐにご意見をと言っても、大変申しわけない形になっているのではないかと思います。前回の延長線上の内容でございますが、スタンスの置き方によって中身、まとめ方も変わってくると思います。ご承知のとおり、中身に關しましては、子供の心の問題について、特に脳科学の知見に基づく乳幼児の心の問題から広がっているものであります。スタンスをどこにおくべきかといったことも含め、何かご指摘はございますか。

義家委員 親学というと、とかく誰かが誰かに教えるみたいな印象を持たれがちなんですけれども、「親としての学び合い」という認識をどこかに盛り込む。どこから一方的に与えるものではなくて、みんなで学びあいながら、私も新米の親の一人として日々さまざまな事を学んでいるんですが、そういう「学び合い」であるということのアピールの中に入れていく。それがまた地域、学校につながっていくような気がするので、「与える」というより「学び合い」が大切なんだという一文があったらすごくいいなと感じます。

池田主査 アピールの仕方、スタンスの置き方によりまして、我々の真意が正確に伝わらない恐れがあるということも考えないといけません。前後の説明がなく「親学」という言葉を発しますと、言葉がひとり歩きしてしまう危険性があると思います。政府に連なる再生会議ですから政府が家庭にまで言及するのかわれかねない。ですからスタンスと表現については、細心の注意を払って、何か上からものをいうような感じではなく、「ともに」というような、今、義家委員が言われたような考え、思いをどういう形で表現できるのか、そういったことにつきましても、十分に留意させていただければと思っております。

品川委員 幾つか申し上げます。

「脳科学の研究と子供の心の発達」・・・という部分ですが、ここは表現に気をつける必要があると思います。「脳科学と心の発達」は連続はしていてもイコールではないというのが私の知りうるところです。例えばニューロンの発達の研究から読み書き困難の原因の解析が進むというようなことはありますが、脳科学が即心の発達理論と結びつくかというところではないというのが私の知るところでございます。誤解のないように記す必要があるということを一言申し上げたいと思います。

もう1点は、「おっぱいをあげる」と書いてございますけれども、母乳が健康な子供を育てる上で必要であることはもちろんその通りでして、敢えて反論するような事柄ではないと思うのですが、一方で女性はいろいろな環境下にあります。あげたくてもあげられな

い人はたくさんおられます。身体的にも環境的にもいろいろです。ですので、この書き方はいかがでしょう、そのあたりの表現に配慮がほしいと存じます。

付け加えますならば、これは私が取材をするとよく聞くことなのでございますが、「男女参画」と言って女性も働くことを推進する一方で「子供を育てろ」と言われ、預ける場所もなく、急に熱が出たから迎えに来いといわれて早退すると会社では嫌な顔をされたりいづらくなったりする。女性はどうしたらいいのだという話がどうしてもございます。若いお母さんや夫がリストラされたり、なかなか安定した仕事が見つからないという人たちの中から、そういう言葉をよく聞きます。この子育てについての提言を出すのであれば、今一度文言への配慮をお願いしたいと存じます。

義家委員 言葉狩りに対してどう向き合うかという姿勢も問われると思うんです。例えば、「お父さん、お母さん」と出てくると、お父さんのいない人はどうなるのか、お母さんのいない人はどうなるのかと。本来の意図と全く違う形の議論が起きるのは不本意ですよ。しかし、一方でそれも言わなければならないというところで、これは委員それぞれの姿勢に関わる所ですが、私はあえて言うべきだと思う側の人間なんですけれども、全体的な議論になったときに、また言葉狩り、揚げ足とりの、本来の目的が抽象化されてしまうという懸念もあるのは事実で、その辺についていろいろな意見があったらいいなと思います。

門川委員 京都で「おやじの会」というのを6年前からつくりまして、今、174校にできているんですけども、その発足の時に同じ議論があったんです。その時に、「我が子の父親から地域のおやじになろう」ということで、我が子も他人の子も地域の宝としてともに育てるおやじにもなろう、おふくろにもなろう、おばちゃんにもなろうと。こういう発言があって、みんなの考え方がまとまったんですね。そういうメッセージが大切ですね。

一人親家庭がたくさんある、そのときに助け合う地域社会を再構築していく。少し昔はそういう地域社会があったわけです。そういうことも含めて、いろいろな条件の家庭があることを前提にそういうメッセージが入ればいい。我が子の父親であると同時に地域のおやじ、地域のおふくろ、隣のおばちゃんとしての役割をして、困難な人に援助していくと、支え合う地域社会につながっています。

池田主査 どうもありがとうございました。

事務局から最初に試案の趣旨を説明していただくと思っていたのですが、逆にになってしまい失礼いたしました。事務局から試案について補足していただき、あわせてこの冊子のことについても説明いただけますか。

山中副室長 この子育てについての提言文は、前回の皆さんの議論を踏まえた形で、それから、皆さんのご提言を踏まえて構成したものでございます。読んでいただいたとおり、初めに趣旨と、「小さなお子さんのいる皆さんへ」ということでの具体的な提言を盛り込んでおります。それから、「親になる皆さんへ」と。国・自治体・学校関係者への呼びか

け、このあたりについて、こういうところをもう少し膨らませた方がいいのではないかと  
かあるかと思います。最後は、「地域の皆さん、子育て、すべての皆さんへ」ということ  
で、社会全体として、特に一番初めのところは、発達段階に応じた基本的な徳目というよ  
うな感じで、張委員の言われたところも踏まえながら整理したものでございます。

それから、こちらの冊子は「心を育む創造フォーラム」ということで、心の問題につき  
まして、野依座長、張委員、葛西委員がお入りになっておられて、「心を育む」という観  
点から、今年まとめられたものでございます。ご参考にしていただければと思います。

池田主査 先日、野依座長から「こういうものもあるから参考にさせていただければあり  
がたい」というお話もございましたので、今日はご参考までにつけさせていただいており  
ます。

門川委員 もう一点いいですか。

池田主査 どうぞ。

門川委員 「徳目を教えましょう」とか、なかなか難しい言葉が出てくるんですね。そ  
れから、人間と人間の関係と、人間と自然との関係が一番重要なことですから「もったい  
ない」「いただきます」「おかげさまで」、こういう日本人が大事にしてきた言葉が自然  
に出てくるような、自然を大切にすることを入れたら、例えば、環境教育をしな  
きゃならんとか、人権教育をしなきゃならんとか、そんなこと一つひとつ言わなくてもい  
けると思うんですね。ですから、人間と自然との関係も含めて欲しい。

山谷総理補佐官 これは10歳ぐらいまでのお子さんのことをイメージしているんですね。  
それから、乳幼児期の愛着の形成が大事だということは、わかっているようで、意外とわ  
かかっていなくて、脳科学からも小児学からもこんなふうに言われているので、乳幼児期  
の愛着の形成というのを、社会全体で守ってあげましょうということなんです。

「おっぱい」に関しては、ユニセフとWHOの共同声明にもとづく、母乳育児推進のた  
めの認定施設、「赤ちゃんにやさしい認定施設（ベビーフレンドリーホスピタル）」に合  
格している病院が日本は43しかない。前はお産婆さんがもっと活動しやすい状況の中で、  
乳腺のマッサージとか、おっぱいが出るようにみんなが支援してあげたから、お母さん  
たちはおっぱいを出せたんですが、今、産院によっては、砂糖水をあげたり粉ミルクをあげ  
たりしてしまう。赤ちゃんがお母さんのおっぱいを自然のリズムに従って飲むということが  
初段階でなくなってしまっている。

この日本でわずか43施設しかない現状を踏まえて、母乳育児を望む96%の母親に、も  
っと母乳で育児できるように支援してあげる体制をサポートしなければいけない。また、お  
っぱいが出なくても、抱っこする。スキンシップが重要という、そこから子供への愛着と  
いうのは始まるのではないかというメッセージが大切でしょう。しかしながら、そういう  
お母さんへのケア、応援ができる認定の施設が、現在は43しかない、日本は、その辺の目  
線がない。

品川委員 大事なことはファクトを書いていくことだと私は考えております。先ほど申

上げましたことも、脳には可塑性がございます。脳の発達から5歳までに情動が形成されるという点について書き方に留意しませんと、5歳までにできなかつたらどうなるのか、乳幼児の母親が混乱しないような表現にすることが大切だと考えます。総理や補佐官が視察された広島少年院は、乳幼児期に愛着形成できなかった少年たちをもう一回育て直すという視点で指導し成功していますので、そういうことを申し上げたいと思っております。

義家委員 一番のキーワードが「おっぱい」にこの中ではなってくると思うんですね。そこで2つの選択肢があって、この「おっぱいをあげよう」をカットして、「抱きしめ、子守歌を歌い、瞳をのぞく」という表現、曖昧な表現にするか。注意書きを書いて波紋が広がるのを覚悟で盛り込むか、私は後者の方に賛成なんですけれども。

品川委員 繰り返しになって恐縮ですが、私は曖昧で抽象的な表現ではなく、ファクトをわかりやすく書くことで少しでも正確に意図を伝えることができると思います。今補佐官がおっしゃったことも、WHOの調査では日本はこれだけ少ない、この調査にはこういう意味があり、この背景にはこういう理由がある分析されているということを明記するかですね。実際、母乳が出ない人もケア次第で出るわけで、そういった情報の出し方は今度は専門家へのメッセージにもなると思っております。

門川委員 できるだけ抱きしめて、できるだけおっぱいをあげると。それはキーワードだと思いますね。

池田主査 川勝委員、どうぞ。

川勝委員 呼びかけの順番ですが、「心を育む創造フォーラム」の冊子と順番が違いますね。「これから親になる皆さんへ」が最初、それから「小さなお子さんのいる皆さんへ」という順が自然ではないでしょうか。創造フォーラムですと、「保護者、地域の皆さん」、それから企業という順です。そのあたり、工夫が要ります。

それから、心の発達と脳の発達は関係していますけれども、脳科学は脳細胞の分裂の話ですね。まず1～5歳。それから、13歳までにぐっと伸びて9割8分の発達をみる。この知見のインパクトは大きい。脳の発達の2つのピークは親学と小学校教育に対応しています。そのメッセージを強く出した方がいいと思います。

「瞳をのぞく」というのは、いい表現だと思います。前の小児学会の会長をされていた方は「まなかい(目交)」という言葉が使われていました。赤ちゃんとまっすぐに目を合わせる「まなかい」。「まなかい」とは、おっぱいをあげているとか、あげていないときも、子供の目をみているということですね。そういう表現が小児学会にあると承知しています。小淵内閣の「21世紀日本の構想懇談会」に小児学会会長がお入りになっておられて、子供の発達に最も大事なものは「まなかい」。これは「瞳をのぞく」ということと同じですね。母親、親、保護者と子供がまっすぐに目を合わせる。そういう表現があることだけご留意ください。どういう表現を使うかはお任せいたします。

池田主査 ありがとうございます。

いろいろご意見もおありになろうかと思っておりますけれども、今日は2つの大きな議題がご

ざいますので、この問題につきましては、今いただきましたご意見をさらに事務局ともども詰めさせていただいて、発表の仕方を含め、また改めて皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

どうぞ中嶋委員。

中嶋委員 さっきの脳科学との関連で。例のスズキメソードのことを申し上げて恐縮なんですけど、私はドイツの脳科学と幼児教育との関連に関心がありまして、ベルリンに10人の子供を連れて行って実際に演奏させて、その結果をドイツの方々には非常に称賛されたんですね。これは小学校英語に関連するんですが、4歳ぐらいから9歳ぐらいまでという、さっき10歳とおっしゃった、小学校の英語もそうなんですけれども、「つ」がつく9つまで。10歳ぐらいですと、認知力が入ってくるものだから、それが入ってくる前にいい音楽を聴かせるとかいい演奏を習わせるということがあって、かなりいい結果が得られるという実験結果が出ています。バイオリンなども9歳までに始めると非常に上手になるという結果があるんですが、私は10歳からですから上手にならなかったんです（笑）、終戦直後ですからね。

鈴木鎮一さんの才能教育研究会では、武道館で3,000人で演奏した後でみんなで合唱するんです。「どの子も育つ、親次第。お父さん、お母さん、ありがとうございます。どの子も育つ、先生次第。先生、ありがとうございます」。最後に「どの子も育つ、本人次第。しっかりやります、お願いします」ということを言うんですね。幼児教育を4歳以前のところに実験的にやり始めてますけれども、そういう実験も国際的に広がっています。たまたま10歳という年齢が出たから申し上げるんですけれども、年齢も必ずしも5歳というところではなくて、認知力との関係で考えるといいのではないかという気がします。

池田主査 ありがとうございます。

そういう点もよく検討をさせていただきたいと思います。

門川委員 インターネットとゲームのことは書いてないですね。

義家委員 ゲームのことは書いてないですね。

門川委員 書いた方がいいですよ。

池田主査 わかりました。そういったことを踏まえて再検討させていただければと思います。

それでは、本日の2つの議題に移らせていただきたいと思います。

まず最初に、特別支援教育について検討させていただければと思っております。

大変お待たせいたしまして、申しわけございません。

先ほどご案内させていただきましたように、今日は渥美先生と山岡先生にご出席いただきまして、お話をいただくことになっております。

まず初めに、国立特別支援教育総合研究所の渥美上席総括研究員からご説明をお願いいたします。

渥美上席総括研究員 今日は、こういう場で障害がある子供に対する教育について話す

機会をいただいたことを本当にありがたく思っております。また、我が国の教育の再生において、発達障害児に対する教育の対応が欠かすことのできないものということから考えて、その責任の重さを感じているところであります。よろしくお願いいたします。

初めに、発達障害について少しお話させていただきます。発達障害は最近ではマスコミ等でもよく報道されますので、比較的知られるようになってきましたが、これが注目され、その支援が開始されたのは比較的新しいことです。特別支援教育の先進国である米国におきましても、特殊教育において、発達障害の一つの典型である自閉症が障害別のカテゴリーとして独立し、それに応じた適切な教育がされるという方針が明らかになったのは1991年ということで、ほかの障害に比べてずっと遅くなっております。

我が国においては、2001年から特別支援教育という取り組みが始まっておりまして、それ以降ということになります。

こういうふうな発達障害が注目され、支援が遅くなったということは、1つは、発達障害が障害として認知されにくいということがあると考えられます。その理由としては、症状としてあらわれる行動が、「わがまま」とか「しつけができていない」、「非常識である」とか「やる気がない」というふうな誤解されやすい症状であることが1つ。

このような症状は、一般的に障害者のイメージである「弱者」とは異なっているということから、障害として認識されにくかったし、現在でもなかなか認知されにくいということがあります。

もう1つ、適切な対応への方針が遅れたのは、当初、適切な支援・指導の方法が十分に明らかになっていなかったということがあります。これについては、現在ではかなり明らかになってきているということがあります。

このような発達障害について、障害として認められなかったりすることで、適切に対応がされませんと、二次的な障害が起きてきます。叱責等によって自己評価が低下し、何事にも自信をなくして、しばしば意欲も低下します。

その結果として学習が遅れたり、不登校があらわれることがあります。また、いじめの対象となってしまうことがあります。特に思春期の前からということもありますが、反抗的な傾向があらわれることはしばしば見られますし、時に反社会的な行動が強く見られることがあります。

このような二次的な障害の発現を防ぐ、もしくはその改善を図るためにも、発達障害のある子供への適切な支援・指導は非常に重要であります。

発達障害というのは、基本的には各学校段階にわたる、もしくはその後の社会参加にかけて一貫した支援が必要でありまして、特に早期における支援が有効であることは知られています。

この右の図にありますように、将来にわたって支援していくことの基盤になっているところに早期の支援があります。特別支援教育という取り組みが2001年から始まっておりまして、義務教育段階ということがこれまで中心に行われてきておりまして、これから早期

の支援を行っていかうとするところであると同時に、その支援が教育につながります社会参加の前段階である高校で十分に支援される必要があるということが重要な課題となってきました。

それから、早期発見・早期支援については、総合的な支援システムが重要であります。早期発見・早期支援に関わる機関は、左側には厚労省関係、右側には文科省関係を記載してありますが、このようにさまざまなものがあります。現在は支援が量・質とも少ないとはいえ、進められていく中でも個々に行われておりまして、一貫性があって、効率的なサービスの提供にはいたっておりません。

そこで、発達障害児支援法にうたわれておりますので、それに対応するために、我が研究所で「発達障害のある子供の早期からの総合的支援システムに関する研究」というものを昨年度から行っております。総合的な支援ですので、文科省、厚労省と密接な連携をとり、それと関係する機関と連携をとって研究を推進しております。目的は、国としての発達障害児の総合的な支援施策に資することを目的としております。

これまでに諸外国の施策の調査とか、国内の先進的な取り組みの調査、国内の現状の把握等を行ってきております。

これまでの研究成果から、このスライドにありますように、主な7つの項目がありますが、下線のつきました3番目と4番目、幼稚園・保育所における気付きと支援、専門機関の充実による、幼稚園・保育所の支援とその機関による直接の個別的な支援は、喫緊の課題ではないかと思っております。

我が国の今後を考える上での参考にとということで調べた外国の一つの例を挙げさせていただきます。PISAで1位になった有名なフィンランドのエスポー市というところですが、人口23万で、幼児人口が約1万1,000人、そのうち987人、8.6%、幼児期で8.6%が支援の対象になっております。ちなみに、日本で現在特別支援学校とか幼児言葉の教室というような教育サイドからの支援が行われているのは0.2%ですから、2桁違うということになります。

そのエスポー市においては、下にありますように、何段階かの多層的な支援が行われております。これは専門的な教育、フィンランドの制度がありますけれども、そういうのがどの程度されていたとか、人数の違い等によって分けられています。

職員もさまざまなレベルがありまして、スライドに示していますように、1番のコンサルティング特別支援保育教師から、4番の保育士まであります。一番上が専門性が高く、給与ももちろん高い、学歴も高いということになっております。

人口23万のエスポー市における支援費用は年間で11億4,810万円でございます。我が国でこの費用のまとまった統計は現在ありませんが、水戸市で見てもみますと、人口26万、少し多いんですが、その全幼稚園費予算が、平成19年度で10億4,569万円となっております。そして、その全幼稚園費予算を上回る支援費を投入しているという現状がございます。

先ほど述べましたように喫緊の課題としては、特に教育面からですが、ここに挙げたよ

うなことが考えられています。幼稚園・保育所における支援を充実させるということで、1番目には幼稚園教諭・保育士の専門性の向上、研修その他ですね、これがまず基本にある。その上で、支援員が現在、小・中のみに行くことになっておりますけれども、これを幼稚園・保育所へも配置する必要かあると考えられます。

それから、子供をパートタイム（週に数時間）で支援する通級の指導の場が必要である。大部分は幼稚園などで保育されますけれども、もしくはすべてそこで保育されてもいいんですが、例えば午後の時間、授業が終わった後とか、そこにパートタイムで支援するのが効果的であると。それでも、幼稚園の中だけでは専門性に不十分な面もあるので、専門家による巡回相談・巡回支援を行っていく必要があります。

それから、現在問題になっていることは、私立に必ずしも限りませんが、私立幼稚園・私立保育所等の障害があると思われる子供に対して入園が許可されない、さまざまな形入れないというような現状がありますので、それに対応し、そういうところへの財政的支援を、現在もある程度行われていますが、充実させる必要があると考えられます。

早期において十分に支援した後、それを維持し、より発展させるために、就学以後の支援が必要になります。そこにおいては小・中学校における特別支援教育、体制は大分できてきておりますが、充実させる必要があります。

その際に、通級指導教室が重要な役割を持っておりますが、通級指導教室の絶対数が少ない。従来の障害の対象児1.86%に対して、6.3%がこれから発達障害として対象にしないとうまくいかない中で、全くされていないということがあります。

それから、社会に出る前の段階である高等学校における特別支援教育の充実。これはお手元の資料を見ていただきたいと思います。

時間がきておりますので、まとめます。こういう一貫した支援をすることによって、発達障害児が持っている可能性が十分に発揮され、また、社会、家族もその成果を共有できる、本人だけではないということで、ここにありますように、まず発達障害児の学習支援の方法は、多くのほかの子供たちにとってもわかりやすく有効で、学力向上につながる。それから、ここで問題になっているいじめ、不登校、引きこもり、ニート、反社会的行動の改善にも大きな影響を与えるものと考えております。

ちょっと時間をオーバーして失礼しました。ありがとうございます。（拍手）

池田主査 大変限られた時間の中でありがとうございました。

それでは、引き続きまして、日本発達障害ネットワークの山岡代表からご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

山岡代表 日本発達障害ネットワークの代表で、全国LD親の会の会長をやっております山岡と申します。本日はこのような機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。時間も限られておりますので、お話をさせていただきたいと思います。

発達障害を中心に特別支援教育のあり方につきまして、いろいろな先生方がおられる中で大変失礼かと思いますが、ここでちょっとテストをやらせていただきたいと思います。

傍聴の方もぜひご参加いただきたいと思います。ルールがございます。隣の人と相談してはいけません。テスト中は声を出してはいけませんということで、皆さん参加していただきたいと思います。画面を見ていただいて、私の言うとおりにやっていただければできることです。

それでは、ここに書いてあるものを読んでいただきたいと思います。昔習ったことがあると思うので、皆さんよくお分かりだと思っただけですけども、非常に簡単なことが書いてあります。わかった方は手を挙げていただけますでしょうか。お分かりにならないでしょうか、非常に簡単なんですけれども。しっかり見てください。ちょっと頑張ってください。一生懸命見たらわかると思うんですが、どうでしょうか。お分かりになりませんか。

知っている文字なんですね。お分かりにならないでしょうか、どうでしょう。まだ分かりませんか。文字はアルファベットです。

わかった方、どうぞ。大分出てきましたね。

では、もう1つヒントを申し上げます。白いところが文字になっています。わかった方、どうぞ。まだおわかりになりませんか。

これは、「図と地」というんですけども、LDを持つ子供たちの中には、このように文字と地と言いまして、字と地というのがよく見分けがつかない、見づらい子がいます。視力が問題ではないんですけども、そういうお子さんの中には、字が読みづらかったり、字として捉えても、それを認知することができないお子さんがいます。これは日本LD学会がつくっているLDの心理的疑似体験というプログラムの中の一つです。

さっき私は意図的に「頑張りなさい」とか「しっかり見ていますか」とか、「努力が足りない」というふうに申し上げたんですが、現在こういう発達障害のお子さんが認知上の問題を持っていて、本人もどこが問題で、分かっていないのかがわからない。そして、先生も分かっていない中で、さっきのように意味のない励ましとか、頑張りを促すとか、そういうことが行われているんですね。子供たちもなぜ自分が読めないのか、手を挙げた方が大分いたんですけども、周りの方が手を挙げたときに、皆さんはなぜ自分が読めないのかは分からなかったと思うんですね。お子さんは一生懸命やってもついていけないことにそういう原因があるということです。

そんなお話をした後、本題に入ります。日本発達障害ネットワークの団体を1年半ほど前に立ち上げまして、発達障害に絡む保護者とか学会、そこに絡む専門家の団体ですね、自閉症とかLDとかADHDとか、障害の種別を問わず、障害のある人たちの支援を中心に考えて活動しようということで組織したネットワークであります。

現在正会員14団体と、とエリアの会員が42団体が加盟して活動しているところであります。日本発達障害ネットワークというのは、今申し上げたように保護者とか学会、専門家などが、従来は障害の種別とか学派とか職種の壁がありまして、なかなか連携がとれなかったんですけども、発達障害がある子供たちを中心に据えてみんなで集まろうということで立ち上げたネットワークであります。

発達障害者支援法という法律が2年ほど前に施行されました。これはどんなものが対象になっているかということですが、ここの緑色系統のところは自閉症スペクトラムと言いまして、知的障害を伴う自閉症、それから、こっちの青で囲ったところが、かつて「軽度発達障害」という言葉がありましたけれども、高機能自閉症やアスペルガー症候群、それからLDやADHDといったものが入っていて、これらをまとめて「発達障害」というふうに名前をつけまして、発達障害のある人に生涯にわたる支援をしようということでできた法律であります。

なぜこのような法律ができたかと言いますと、LD、ADHDや高機能自閉症は従来支援の対象になっていなかったんですね。従来は3障害と言いまして、身体障害、精神障害、知的障害が対象になっていましたけれども、この子供たちは対象になっていなかった。それから、自閉症は知的障害の中に含まれておりましたけれども、自閉症の特性にあわせた適切な支援がとられてなかったということで、この法律ができたのです。

この発達障害者支援法はどんな法律かと言いますと、発達障害のある人のライフステージにあわせていろいろな支援をしていこうということがうたわれています。そして、お聞きいただきたいところは、「発達障害者に対する支援を行うことは、国・地方自治体、そして、国民の責務」というふうに定めているということでもあります。そのことをぜひ覚えておいていただきたいと思います。今、渥美先生からお話がありましたけれども、特殊教育から特別支援教育へということで、今年の4月、特別支援教育が制度として正式にスタートいたしました。

この流れを簡単に申し上げますと、1994年にサラマンカ宣言というのがありまして、世界的にはインクルージョンとか特別なニーズを持つ人々への教育が世界的な潮流として進んできていました。それから、例えばLDなどの、軽度の障害を持つ子供たちに対する教育では、アメリカでは1975年にLDが支援の対象になっています。韓国でも約10年前にLDが特殊教育の対象とされています。

日本では、この10年ぐらい、少年事件が起きたり、不登校や学級崩壊、いろいろな問題が教育の現場で出てきていまして、これが今回の会議が持たれた理由の一つかもしれませんが、世界の流れからする日本の特殊教育はちょっと遅れていたのではないかとということで、今、特別支援教育への転換期がきたというふうに考えています。

特殊教育から特別支援教育ということですが、渥美先生も似たような話をされていましたが、アメリカでは約11%の子供が何らかの支援を受けています。そのうちの約半分がLD等の発達障害です。日本の特殊教育は、盲・聾・養護学校、今の特別支援学校、特殊学級、通級を足しますと、1.6%ぐらいです。2002年に文部科学省が全国的調査をいたしまして、LDやADHD、高機能自閉症等に該当するのではないかとのお子さんが推計値ですが、6.3%程度通常の学級にいると言われております。

従来、特殊教育というのは限られた場所で、限られた先生が関与していらっしゃって、あまり世間の目に触れないところにあったと思うんですが、発達障害の子供たちが通常学

級に6.3%いるということは、40人学級でいうと2人とか3人いる可能性があります。すなわち、すべての学校、すべての学級にそういうお子さんがいて、すべての先生方が関与しなければいけないというのが特別支援教育の特徴だと私は思っています。すなわち、特別支援教育の主戦場は通常の学級であり、たくさんこういうお子さんがいるんだということです。

LD親の会の会員の調査で見ますと、小学生が937人おりまして、そのうち約半分が通常の学級に在籍して、何の支援もなくやっているというのが現状です。ただ、親の会の会員は、保護者が自分の子供はLDという障害を持っているということを知っているんですが、保護者も気づいていない、それから、教員も気づいていない、本人だけが苦しんでいるというお子さんが世の中にたくさんいるということで、本当をいうと通常学級にもっと多い比率でいらっしゃるというふうに考えています。

特殊教育から特別支援教育への転換ということですが、従来の1%の「特殊教育」から、約10%の「特別支援教育」になるのではないかと考えています。要するに、一部の教員がかかわるのではなくて、何回も同じことを申し上げて恐縮なんですけど、すべての教員がかかわる「特別支援教育」ということでして、いわゆる特殊教育の改革ではなくて、教育全体を変えていかなければいけないというふうに私は考えています。

LDのお話をいたしますと、LDというのは基本的に全般的に知的遅れはないんですけども、能力にでこぼこがあります。国語はよくできるけれども計算がなかなかできないお子さん、数の概念が入らないということですね。スポーツのルールを覚えられない、あるいは、国語でも、さっき言いましたように読み書きに困難を持っているなど、いろいろなお子さんがいます。

LDというのは“Learning Disabilities”というんですけども、医学用語では“Learning Disorder”と言います。それから、最近のアメリカでは“Learning Difference”というような言い方をします。ちょっと学び方が違う子供たちだというふうに理解していいかなと思います。学び方が違えば教え方を工夫すれば学べるかもしれないということですね。

発達障害のある子について、日本の場合はちょっと違いがある人たちを排斥したりするような面があると思うんですけども、例えばLDの子供たちのように、ちょっと違う学び方をする子に対してきちっと対応しようとか。それから、ちょっと違った行動をとる子供たちに対応しよう、あるいは、ちょっと違った感覚を持ったお子さんに対応しようというようなことが求められています。

渥美先生もおっしゃったように、その子供たちは、「単に努力しない子」「単に我慢がない子」とか「単なる問題児」というふうにとらえられていることが多いです。その子供たちに適切な支援をしていただきたいと思います。

先生もいらっしゃるところで失礼なんですけれども、繰り下がり算を10問やらせてできなければ、20問やらせるとか。通常のお子さんはそれでできるようになるんですけども、

LD等の子供の場合、つまずいていくところが必ずあります。これらのつまずいていくところを例えばスモール・ステップで教えることによって、そこが克服できる可能性があると考えています。

後で見えていただきたいと思うんですけれども、こんなことです。このスモール・ステップでの指導というのは、お子さんがどこにつまずいているかにあわせて指導していくということで、LDの研究開発校とかモデル校でこういうことを重ねると、学校全体の学力が上がったという事例があります。要するに、わかりやすい授業、どこにつまずいているかによって工夫したり、一人ひとりにあわせた授業が、実はすべての子供たちに必要なのではないかということを示していると思います。

この辺は繰り返しになるので、まとめに入る時間になっていますので、締めさせていただきます。

要するに、一人ひとりの子供に応じた指導が今の教育にちょっと欠けているのかもしれませんが、それから、学力向上ということで、さっきフィンランドの話が出ましたけれども、フィンランドの場合は、平均以下の子供たちに着目して、落ちこぼれをつくらない、あるいは、基礎的な学力をつけるといった点に力を入れているのです。そういうことをしていくことによって、学校全体の学力の向上につながるのではないか。これは発達障害のある子供たちが求めている教育と共通点があると考えています。

最後にちょっと要望を申し上げておきます。渥美先生からもまとめておっしゃっていただいたので、ダブっている部分があるかもしれませんが、特に2番目のところで、義務教育のところは頑張っていていただいて結構形ができています。その前の幼稚園あるいは保育園、あるいは、高校段階でこれから具体的な施策が必要だと考えています。

それから、再生会議の方に申し上げておきたいこととして、「特別支援教育」というのは非常に大事だと思っておりまして、これを会議の報告の中にぜひ項立てをしていただきたいと考えています。

それから、「いじめ問題」について言いますと、発達障害のお子さんが被害者になることが圧倒的に多いんだということをぜひ配慮いただきたい。それから、前の報告にありましたけれども、背景に発達障害があることを気付かれていないために、不幸なことが起きているケースが多いということをご理解いただきたいと思っております。

急ぎ足になりましたけれども、これで私の話を終わらせていただきます。（拍手）

池田主査 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、品川委員に資料をご用意いただいておりますので、そのお話を承った後、意見交換をさせていただきたいと思えます。

品川委員 それでは、お手元の資料4をごらんいただきながら、簡単にお話をしていきたいと思えます。

今、山岡さん、それから、渥美先生から、特別支援教育のお話をいただきましたが、再チャレンジが可能な社会を作っていくためにも、社会の意識改革を促すためにも、私は再

生会議ではもう少し広げた発想でやっていった方がいいであろうと考えております。これは私がいつも講演でお話させていただくことなのですが、教育のユニバーサルデザイン化という発想、教育にはWHOがいうところのICFモデル、つまり環境因子を整えるという視点が必要だと考えております。

これをご覧ください。この写真はお手元にございませんで、画面を見ていただきたいのですが、これはイギリスのスティーブ・チンというディスレクシア、つまり読み書き困難とか読み書きのLDのことですが、その学者がつくったディスレクシア専門の初等中学校に通う小学4年生の写真です。この子はIQが140ぐらいある、非常に頭のいい少年なのですが、彼の絵を見ていただくとおわかりいただけますように、魚の頭が左側にある……、あ、ごめんなさい、私も若干ディスレクシア傾向がございまして左右の認知が悪いんですが（笑）。目の前にある実際の魚の頭は左側を向いていますのに、彼がその魚の絵を描こうとすると顔が右側に来てしまっています。ちょうど鏡に映したような絵ですよ。これがLDの子供の特徴の一つです。こういう視覚認知をする子供は、訓練をしないと鏡文字を書いたりするという典型的なケースです。この子は私が取材したときに、ケンブリッジに入って建築を勉強すると言っていました。

これもお手元にはない写真ですが、この子は少年院に入ってからディスレクシアだったとわかった子です。どうしてわかったかと申しますと、この少年は文庫本を読むときに5行ぐらいが塊になって見えるそうです。指でこのように一行分だけが見えるように他を覆って読んでいたので法務教官が気がついたわけです。これは私がアメリカで購入したディスレクシア用の補助器具なんですけど、器具というほどのものでもなく補助用品で、少年が使っているのはこれを法務教官が彼用に工夫したものです。

オックスフォード大学のジョン・シュタインという教授の研究に視覚認知の悪いディスレクシア児にカラーフィルターをかけると文字が浮き上がって見えるというものがございまして。彼の論文によれば黄色かブルーのフィルターが効果があるとのことですが、私がこれまで取材してきた経験から申し上げますと、日本人、というか日本語なのかもしれませんがオレンジかピンクのカラーフィルターのほうが読みやすいと言う人が多いんです。少年院のほうでもいろいろな色をやらせてみた結果、この少年にはこの色が一番見やすかったそうです。そこで法務教官が彼のためにこういうちょっとした工夫をしたわけです。例えばこういうことですね。

スライドに入っていきたいと思います。特別支援教育のポイントは、今、お2人からもお話がございましたように、対象となる児童、生徒、大人の数が非常に多い。文科省のデータでは6.3%と言われてはいますが、その中には不登校あるいは登校渋りをおこしていたら、引きこもっている子供の数は入っておりません。欧米の学会に出ますと、10%ぐらい、つまり、全人口の1割ぐらいはそうだろうと言われてはいます。

それから、二つの目のポイントですけれども、二次的な障害になってからでは遅いという事です。先ほど渥美先生の資料にもございましたけれども、ある程度なんらかのしん

どさがあると分かっている適切な対応や指導・支援を受けることができず二次的な課題を抱えてしまうことはもちろん多いのですが、例えば乳児などの場合、保護者には発達的な視点などそもそも知識がありませんし、医療関係者のなかにもなかったりすることが多々あります。言葉が遅れている幼児に『お母さん、もっと愛情を注いであげましょう』とか『もう少し様子を見ましょう』とか言ってしまい、それが結果として保護者を追い詰めるケース、早期対策を遅らせるケースを多々取材してまいりました。

そもそも私が発達障害を取材し始めた一番のきっかけは虐待です。今から17年とか18年くらい前に虐待の取材を始めて、当時インターネットもありませんでしたのでアメリカの資料などを読んでいましたら虐待を受ける子供のなかに育てにくい子という一群があり、それがM B D , 今でいう発達課題を持っている子供だと。

発達課題のある学童期の子供でしたら、いじめにあったり不登校になったりする子は少なくありませんし、思春期以降で言えばいじめ不登校は言うまでもなく、リスカや摂食障害、引きこもったりといったしんどさを抱えます。大人の方でしたら、鬱になったり依存症になったり引きこもったりといろいろです。

つまり逆にいえば、虐待やいじめや不登校、引きこもり、リスカや摂食障害等の子供たちの背景に発達的な課題がある場合も少なくないのではないかと。そう私は考えております。それから、先ほどございましたように、非行とかいじめなど反社会的な行動を取る少年たちですね。反社会的行動を取るリスク因子は多数ありますし保護因子もあるわけですから、単純に発達障害イコール少年犯罪とは絶対に言えません。ここは報道等でもよく誤解されているところです。ただ、発達課題があるにもかかわらず誰にも気がつかれず、ただ勉強のできない子、しつけの悪い子、問題ばかり起こす子と周囲がとらえてその子を責め、結果的に反社会的行動に進んでいくケースもある。いずれにしても、不登校も引きこもりも非行もなってからでは遅い。その子の苦しみが増すだけです。

それから発達的な視点を持つということが人の多様性を認めるという視点につながり、それは結果的にすべての子供へのメリットにつながります。安倍総理や山谷補佐官に視察いただいた広島少年院はまさにこの発想でやっている矯正施設です。向井義首席専門官（当時）が広島少年院に行かれて、ご自身が20年かけて研究し開発されたマネジメントプログラムと指導プログラムを導入したことで、出院一年以内の再非行率が限りなくゼロに近づき、保護観察結果もかなり良好な少年が増えました。だから総理も視察に行かれたわけですが、一方で、はっきり私に「ここに入っている子の3割は戻ってくる子ですから」とおっしゃる少年院の院長もいることを思えば、これは驚嘆に値することだということがお分かりいただけるかと存じます。だからこそ向井首席がおやりになっておられるような、発達的な視点を持って、つまり個々の認知と学習スタイルの多様性を視野にいれ、将来の進路を見据えて全ての子供を集団の中で指導するという教育は奥深く、無限の可能性を秘めていると考えるわけです。

特別支援教育に期待する効果は何かということですが、私は1番目は日本社会の国際化

を推進していく一つの原動力になると考えています。日本が真の意味で国際化していくブレイクスルーになる、と。先ほど山岡さんもおっしゃっておられましたけれども、我々はこれだけ「個性的な子供に育てよう」と言って、教育シーンでも個性、個性と強調しますが、実際に個性が強いと教師に嫌われて排除されたり、友達にいじめられてしまいます。子供ほど「みんなと同じ」にこだわるんですね。そうしないといじめられますから。

ですが特別支援教育とは人にはいろいろな認知、いろいろな学習スタイルがあるのだということを認め、そこからスタートするという教育です。教育現場で多様性を認めるということが、実社会の多様性を認める第一歩になるうかと考えます。確かに国際化を推進していく上で英語教育は大事です。でも、いくら英語を教えても、それが国際教育のベースになるのか、といえれば帰国子女である私はそうは考えません。他言語ができるから国際人かといえればそうではない。英語がしゃべれる人が多くなったから国際化といえるのか。ここは国際化の定義から検討すべきだと思っておりますが、そうだとした前提に多様性を認めるメンタリティがなければ変わってはいかないのではないかと考えます。先日、野依座長が「社会はまだまだ留学生を受け入れる土壌が少ないのではないか」とおっしゃっておられましたけれども、私も全く同感でございます。こういった社会の多様性、日本社会の真の意味での国際化を推進するのが、実は特別支援教育であろうと考えます。

それから、もう一つ大きい効果ですが、それは教育効果による国家予算のコスト合理化ということです。アメリカでは“ I have ADHD ” というと、「君は将来、起業家、アントレプレナーになれるね」と言われるぐらい、ADHDがある方は非常に発想が豊かだったりします。あるいは、アスペルガー症候群の方は物理学者など一つのことに没頭して素晴らしい研究成果を挙げられる。LDの人だったら建築家や作家、アーティストなど素晴らしい才能を持っておられる。そういった将来の可能性を見据えて彼らの認知と学習スタイルに応じた指導をすることで、でこぼこのでこを伸ばしぼこを引き上げてあげると、彼らは自立して幸せな大人になり、結果として立派なタックスペイヤーになる。当然税収は増加するでしょうし、二次的障害にならなければ医療費の削減にもつながります。

それから、理解されなくて反社会的行動になってしまうと、その部分の社会保障費がかかってきます。犯罪白書を見れば分かることですが、少年院では少年1人当たり年間確か300万円ぐらいかかったはずですが、しかも被害者も生まれてしまっている。大事なことは少年院に入ってからお金をかけるのではなくて、入る前にいかに教育的にかけていくかということではないでしょうか。それが加害者を作らず、被害者も生まれ、かつ才能も伸ばして新しいビジネスや新規研究も生まれ、結果として個人も国も豊かになることにつながると考えております。

それから、先ほどフィンランドの話がございましたが、理研とオックスフォード大学の共同開催の国際シンポに、フィンランドのリッテマン博士がいらしていました。彼はシュタイン博士やチン博士同様、世界的なディスレクシアの権威ですが、彼によるとフィンランドの場合、政府に直結した形で科学的根拠のある指導の導入を推進している教育センタ

ーみたいなのところがあるそうです。私が取材して確認した話ではございませんが、おそらく国とかかわりのある大学の附属機関だろうと思うのですが、とにかくそういう研究機関の研究が発達課題を持つ子供たちへの早期発見早期支援に直接つながる。香港大のホー博士も同様の研究、早期発見早期支援を香港政府とコラボしてやっておられる。日本でも文科省も非常に力を入れておられるし、研究現場でも熱心に研究されておられますが、それがなかなか現場まで降りていかない。どこか隔靴搔痒な感が否めないんですね。

このスライドをご覧ください。これは拙著『心からのごめんなさいへ』に掲載している写真からからもってきました宇治少年院の写真です。「右足を上げてください」と指示に対して、この少年は左足が上がっていることがお分かりいただけだと思います。先ほど魚の絵を描いているイギリス人の男の子の写真を紹介いたしましたが、この少年もあの子と同じで左右の認知が悪い。こういう少年に対して「回れ右」と指示をしたところで左を向いてしまったりする。それは指示を聞いていない、まあそういう場合もあるでしょうが、あるいは怠けているというわけではなくて、左右の認知が悪い。そういうことなんです。この少年も宇治少年院でしっかり訓練を受けたことによって自分の苦手さを知り、苦手さを視野にいれた教育を受け変わっていく。それが認知に対する指導です。

再生会議で何ができるかということですが、科学的根拠のある指導の徹底を目指すべきであろう。これは小宮山委員がいつもおっしゃっている教育院にもつながることです。日本は1次研究、1次研究の収集、あるいは2次研究が進んでおりません。脳科学や生物学といった理系の学問だけではなく、コーホート研究のある社会学や教育学を含んだ話です。いかにエビデンス・ベースの指導を教育現場に落とし込んでいくか。これをぜひやっていく必要があると私は考えます。特別支援教育は脈々と続いた職人技の教育指導をパラダイムシフトするいい機会だと考えます。社会科学の研究が進むことは政策提言にも直結するわけで、そういったマクロな視点での提案をぜひ再生会議としてはしていただきたいと考えております。

2つ目は、現行制度の不備を解消するということです。幼・小・中、幼はまだまだこれからかもしれません、小・中は随分進んできましたが、それでも小学校での研修はまだ5割程度です。そういう調査結果が先日文科省から出されました。それでもずいぶん進んでおまして私はその点はとても評価しているのですが、ただ小・中で手厚く指導しても、高校でぶつりと途切れてしまっている。そうするとどうなるか。高校で不登校になったり引きこもったり、鬱状態になったり、中には反社会的行動を取ったりするケースもあります。それから、特別支援教育についてはこれだけ大学の研究者たちが関わっておられるのに、なぜか自分の大学内における大学生に対する支援システムは悲しいくらい整っていません。個々の教授レベルにまかされているのが現状です。

もう一つ、世界に先駆けて是非日本がやるべきことは企業内の支援なんですね。アメリカやイギリスでもまだ全然遅れています。人事研修や企業内啓蒙等を含め企業内支援を推進することによって、眠っている人材をより活性化させていくことが可能になります。そ

れから、専門家の育成も大事です。これはある製薬会社のデータですが、ADHDを正しく診断できるドクターは500人いるかいないかと言われていました。こういった専門家の育成も積極的にやっていくべきだろうと。

それから、大きいことはこれですね。成人の教育施設が皆無です。今、文科省でやっているのは初等教育、中等教育です。もちろん段階があるのは重々承知しておりますが、大人になってから自分は発達課題があったと分かる方もすごく多いんですね。こういうケースがございます。私が取材した方ですが、東大を出てSEをやっておられた、対人関係がうまくいかずいつも会社で揉め事を起こし結果的に辞めることになってしまう。本人もしんどくて病んでいくわけですが、ネットで調べたらどうも自分は世間でいうところのアスペルガーではないかと思った。それで彼はハローワークに相談に行くわけです。そういう自分が仕事ができるようになるための訓練機関があるのではないかと。ところが窓口ではアスペルガー症候群なら障害認定しますね、するなら障害枠での仕事を斡旋します、と。彼はひどく混乱するわけです。そこで紹介された仕事が自分の能力を最大限生かすものとは思えないからです。

ではどうすればいいのか。発達障害の方に必要なのは教育的な訓練、社会を生き抜くスキルを身につけることです。お薬が解決するわけではないんですね。でも、大人の方々が訓練する施設がございませんので、コミュニティスクールなのか、それはちょっとわかりませんが、何らかの教育施設が必要であると申し上げたいのです。

いつも申し上げることでありますが文科省、厚労省、あるいは、法務省、それぞれがそれぞれのお立場からいろいろと情報を収集されておられますし、研究もされておられますし、政策もやっておられます。ですが、子供の成長発達の視点、子供の権利を保障する視点から見ますと知見や情報の出所を一つにすることが必要だと考えます。毎回のよう繰り返し申し上げている少年家庭省、虐待からニート、不登校や引きこもり、問題親対策も含め子どもの権利を守るための行政審判所、ここでは少年家庭審判所と言っていますけれどもそういうものとか、小宮山委員がおっしゃる教育院というものを一つのものにして提案する時期なのではないと思っています。

お手元に、少年家庭省や少年家庭審判所に関します私の資料がございます。後でお読みいただけますと、私が申し上げていることがいかに現場救済につながるか、子供の権利保障につながるかということがわかりいただけるのではないかと思います。こういった制度改革が徳育や職業教育にもつながってまいります。子供や家庭に関する部局を一つにまとめることで、情報発信を一つのところからしていく。それが現場の行政には大きな影響を与えていくでしょう。

時間がきてしまったので急げということですが、ディスレクシアの子供ならこういったデイジー(DAISY)、これは視覚障害者のためにスウェーデンで開発されたソフトですが、それを使って教科書を音声デジタル化したものです。これはDVDにして、このDVDをPCに入れることによって、画面で教科書が読めたり文字が音声化されたりするなど非常

に有効なツールです。こういうIT機器を教育現場で使えるようにしていただきたいと思っております。

13ページ以降をごらんください。先ほど山岡さんがLDの疑似体験をしてくださいましたけれども、ここに書いていますのはADHDの状態像あるいはLDの状態像です。見ていただくと、そんなに自分とかけ離れた話ではないということを知っていただけたらと思うんですね。私が取材してわかる当事者が抱えている共通課題というのは、よく申し上げるように自己理解が低い、他者理解が低い、準拠する集団内に理解者がいない、ゆえにセルフ・エスティームが低く、結局「生きるスキル」が身につかない。大事な点はここにあります。

でも、このセルフ・エスティームが低いという話は発達課題がある人だけの話ではありません。東京都の青少年の意識調査を見ていただくと、「自分はダメだと思っている」高校生が56%います。「自分に満足していない」と思う高校生が、日本人の場合、63.9%もいるんですね。アメリカは9.7%、中国は39.8%です。それから、「自分に満足している」という中学生はわずか9.4%しかいないです。アメリカ人だと53.5%、中国人も24.3%います。あるいは、「自分はほかの人々に劣らず価値のある人間である」、この問いにイエスと答えた日本人中学生はたった8.8%しかいないんですね。アメリカでも中国でも半数以上の子供たちです。

つまり、セルフ・エスティームが低いというのは、発達障害の有無に関わらず日本の子供たちを理解する大きなキーワードだと私は考えております。実際、セルフ・エスティームをあげるというのは、発達障害にも密接に関わってまいります。というのは、二次障害の有無を握るのはセルフ・エスティームだということが言われていまして、セルフ・エスティームの下位概念はこういうことです。エビデンス・ベースでこれらをあげていくことをどうやって教育の中で導入していくか。そこを考えなければいけない。

最後に、今一番考えなければなりませんのは、障害の概念だと思っています。先ほど山岡さん、渥美先生も、発達障害、発達障害とおっしゃっていました。確かに障害は障害なんですけど、WHOが2001年に「障害の社会モデル」というものを出しています。これは個人因子だけではなくて、環境を整えて、社会参加できたり社会活動できれば、個人因子つまりディスオーダー、機能不全ですね、があったとしても障害、つまりハンディキャップにはならないという考え方です。ICFモデルは厚労省のホームページに出っていますが、文科省のホームページにはまだ出ていないかと思っております。

発達障害はこの個人因子の部分ですね。では子供達の活動の場、参加の場がどこかといいましたら、学校がメインです。つまりICFモデルで言うところの環境因子は、子供の場合、学校にあたるわけです。だからこそ、子供たちにとって良い環境をどうやってつくっていくかということが問われてくるのかなと思っています。環境を整えば、発達の課題があったとしても、ちゃんと生きるスキルを獲得できる。

ご存じだと思いますが、チャーチル元英国首相もバージン・アトランティック航空をつ

くったりチャード・ブランソンもディレクシアですし、アメリカ文学の一人者ジョン・アーヴィングも息子がLDだとわかったときに自分もそうだと知ったと言っています。アメリカにここ10年くらいで大成功したブルージェットという大陸横断のエアラインがありますがこの創業者もADHDですし、ノーベル賞をとったディスレクシアやアスペルガー症候群の研究者も何人もいます。我々の中にも診断を受けていなくて成功をしている方はいっぱいいらっしゃる。だからこそ、これからの新しく社会に出ていく子供たちが一人ひとりその認知と学習スタイルの多様性を視野に入れ、将来の進路を見据えた指導を受けられるように、「障害」というレッテル張りにならないような形で指導・支援するということを考えていかなければいけない。「特別支援教育」は障害児教育の新しい呼称になってはいけなと、私は強く考えております。

先ほど「キミはキミのままでいい」ということがありました。確かに「みんな違って、みんないい」です。と同時に、すべての子供をいかに社会化させるか、つまり社会のルールを教え、生きるスキルを身につけさせていくか、それこそが教育だろうと痛感しています。就労の安定とパートナーとの出会い・安定、これは再犯をさせないための最低条件だというのが犯罪学の常識だと向井さんに教わりましたが、何も非行少年に限った話では全くない。誰しも生きていく上で就労の安定は大事です。就職が大事なわけではなく就職した後、安定して働いていくことが大事ですよね。そしてパートナー、もちろん大事です。心の安定、幸せに直結します。ここにターゲットを置いた指導を我々は考えていかなければいけないと思っております。

確かに基礎学力も大事ですが、学力以前の基礎体力も大事です。でもどれだけ教科書を厚くしても、授業時間数を増やしても、自分は生きていてもしょうがないとか、自分には価値がないと思っている子供には規範意識も基礎学力も入りません。自己理解・他者理解そしてセルフ・エスティームの向上は指導者が発達的な視点を持つことと直結します。一人ひとりの多様性を見るのが自己理解を深め、セルフ・エスティームをあげていくからです。だからこそ、特別支援教育は大事であり、そこを導入することは教育のパラダイムシフトにつながり、全ての子供を幸せにすると考えております。そして、子供たちの幸せは私たち大人の幸せに確実につながるのです。

どうもありがとうございました。（拍手）

池田主査 どうもありがとうございました。

大変な熱弁で、いろいろとお教えていただきました。

時間が大分押しておりますが、事務局からの資料の説明をお願いします。

山中副室長 事務局で用意いたしました資料5でございます。今まで発達障害を中心に特別支援教育の説明がございましたけれども、資料5は概略を説明したものでございます。

1ページ目は、先ほどから特別支援教育がずっと言われていますけれども、一般では、あまり耳慣れない方もいらっしゃるかと思います。去年、法律改正をいたしまして、今年の4月から、今まで日本では視覚障害、盲・聾・養護学校というふうになっておりました

が、これを特別な支援、スペシャルニーズに対応した教育を行う学校ということで、「特別支援学校」と言っておりますし、今まで特殊学級と呼んでおりましたが、「特別支援学級」と言っております。

それから、通常の学級の中に障害の軽度の子供たちが学んでいて、障害に応じた形で週に1回から8回程度、指導しているというものがございます。これは「通級学級」と言われるものでございます。

2ページ目にまいりまして、特別支援学校と言われるものは1,006校、日本にあります。盲学校と言われた視覚障害が71校、聴覚障害が104校、養護学校が831校、あわせて1,006校ということでございます。それから、特殊学級と言われた特別支援学級に10万5,000人、それから、通常の学級で学んでいて、障害に対応した形で指導を受けている子供たちが4万1,000人でございます。今までLD、ADHD等の発達障害の子供たちは通級ができなかった、指導ができないというか、対象になっておりませんでした。ことしの4月から対象になっているということでございます。

言葉の説明が3ページです。

あと、特別支援学校ということで、今まで盲・聾・養護学校、その障害に応じた子供たちに対する教育を中心にやっておりますけれども、通常の学校の中にも障害を持った子供たちが学んでおります。そういう子供たちに対する指導といいますか、助言・援助をするという機能も、今後は特別支援学校で果たしていこうということが考えられております。

7ページ目にまいりまして、それぞれの学校で障害を持った子供たちにどういう特別支援教育をやっているかということでございます。特に5番目、先ほどからも指摘されておりますが、それぞれの子供たちの障害にあった形で、一人ひとりの子供に対応した教育支援計画をしっかりとつくっていこうと。これを保育所・幼稚園、あるいは、小学校、中学校、高等学校という形で、どういう障害に対して、あるいは、どういうニーズに対して、どういう教育を行ってきたのかということとを連続的に積み重ねた形で指導していこうという観点が重要な観点としてとられております。

また、9ページ目ですけれども、特別なニーズ、それぞれの特別支援教育、発達障害を含めまして、通常の学校で指導していくことになるのとそれを支援する人が必要だということで、平成19年度、20年度の2カ年で地方財政措置、交付税措置ですけれども、全部の公立の小・中学校に特別支援教育の支援員を配置できるような財政措置を行っているところでございます。

最後の11ページは、何度か言及されておりましたけれども、特別支援教育というものを、義務教育の小・中学校のところに がついておりますように、このところはいろいろな整備、あるいは、今の支援員の措置等もやっているということですが、幼稚園の段階とか高等学校の段階、このあたりに不十分な点があるということが認識されております。

以上でございます。

池田主査 どうもありがとうございました。

それでは、あまりお時間がなくて恐縮ですが、10分少々ぐらいで、渥美先生、山岡先生、品川委員からのお話につきまして、意見交換をさせていただければと思います。どうぞ、どなたからでもご自由に。

どうぞ、義家委員。

義家委員 私自身、高校で教員をしてきて、高校教育における支援の大切さをいやというほど感じてきました。中学校までそういう形で育てられても、入れる学校がないと。入ってからも適応できないという形で、非常に大変さがあるわけです。一方で、高校というのは、大学、専門学校に行かなければ、社会の出口なので、社会化させるための集団の中で厳しいことを要求したこともあったわけですが、それぞれ社会化の土台を積み重ねて出て行ったんですね。後期中等教育、幼児教育への支援はぜひとも充実させていくべきだろうなと感じます。

もう一方で、これが私自身が子供たちと日々向き合い、親たちと向き合う中で、疑問に思うことなんですけれども、先ほど品川委員の発表の中で、ちゃんと認定できる専門家の数が少ないと。私自身も感じるのが、ある医者に行ったらADHDの傾向と言われて、ある医者に行ったら何ともないと言われるんですね。ある医者に行くともまた傾向と言われる。子供が病院をたらい回しにされている状況の中で、親は傾向と言われると病気なんだと思って親自身が落ち込んでしまう。この状態に対して医療の方で明確な認定というのは、物差しというものは示されているのかどうか。行った場所によってバラバラの診断が出るというケースを非常によく聞くので、その辺についてお聞きしたいと思います。お願いします。

渥美上席統括研究員 実際にそういう現実がかなりあると思います。そして、発達障害についての概念が変遷していることがあります。診断基準も結構変わってきている、今後多分変わっていくことはあり得ると思います。そのせいもあって一定しない傾向がある。ただし、医師の専門性がこういう面について少ないということも明らかです。これについては、共同研究している厚生労働省でも、専門医もしくは小児科医の専門性の向上事業というのを開始しており、なるべくそういう医師を増やしていこうということが始まったばかりです。（参考情報）「子どもの心の診療医」養成に関する検討会（厚生労働省事業平成17年3月～）

品川委員 その点ですが、厚生労働科学研究では小児疾患臨床研究事業として小児科や小児神経のドクターたちが中心となり、ADHD等のガイドラインの取りまとめもやっておられます。私も一部関わりましたが、2006年の3月には総括・分担研究報告も出されていますので付け加えさせていただきます。

義家委員 教員の側の支援の問題で、さまざまな学びは行っているんですけれども、誤った方向で、まさにこういう病気の場合、こういう障害の場合こういう対応がというマニュアルを頭からあれしてしまって、発達障害も個人によって全く違うわけですね、出るケースというのが、それが生徒と向き合うのではなくて、症例、傾向と向き合うという形の

勘違いの中で、多くの可能性も伸びていかない部分があるのではないかと思うんですね。この辺について、大学の教員養成の課程の中で、そして、これからの教育委員会、自治体の特別支援の研修会の中で、非常に難しいことだと思いますけれども、こういった指導が進められていくべきかという具体的なところをぜひお聞かせねがたいんです。

渥美上席統括研究員 教員全体の養成課程の中にそういうことをきちんと位置づけるということがまず基本にあると思います。それから、今言われたように、これは病気でというのは、一つは従来の特教育のイメージで、通常の教育の範疇外という意識がかなり強い先生が現状ではまだかなりいらっしゃると思うんです。そうではなくて、同じレベルで考えていく、そこにいろいろな配慮や工夫を加える必要はありますけれども、同じ教育の対象だということが教員養成課程できちんと教育されれば、随分解消することだろうと考えております。

池田主査 どうぞ、川勝委員

川勝委員 フィンランドでは保育士の先生の専門性が高いのに、日本では保育園とか幼稚園、特に保育園は若い先生も多い。フィンランドで専門性の高い人でないとだめだとなったということですが、保育士や幼稚園の先生に専門知識を持つ人が必要とされたきっかけは何だったのでしょうか。

それから、専門性の高い先生が必要で、先生に教育課程を教えなくてはいけないと言われましたが、どういう科目が、科目というとおかしいですが、どのような科目上の改善を具体的に提言されているのでしょうか。

渥美上席統括研究員 後者の方から言いますと、具体的にまだ内容は全体の中で限られた時間にはならざるを得ないと思うので、文科省の方でも今検討されているようですし、我々も研究していきたいと思います。限られた時間の中で、発達障害だけということではいけないと思いますので、どのようなことを盛り込むか。これについてはもう少し研究が必要だろうと思います。

それから、保育士については、専門性をあげるのは、今、研修の対象になっていることが少ない。保育士とか幼稚園教員という人については、特別支援教育に関する研修体制がまだ不十分だということがあります。まずこれを充実させて、研修の内容をあげるだけで大分変わるのではないかと考えております。

池田主査 どうぞ、門川委員。大変恐縮でございますが、あとお一人だけでお願いします。

門川委員 ありがとうございます。特別支援教育、京都市では総合育成支援と称して不登校の問題、ニートの問題、あるいは、いじめの問題、学力の問題など多くの教育問題に、根底でつながる大事な根本の問題だと思いますし、教員の研修、あるいは、専門家の養成、専門家による学校への支援体制、あるいは、相談体制といったことを充実するためには相当の財政も必要である、人的支援も必要である。

同時に、品川委員が言われた省庁を超えた体制を組むということ、これは就労支援も含

めて。そうすると、厚労省や文科省も含めた体制を、国においても地方においても必要です。それから、研修については、就学前も重要であり、私立幼稚園や保育所は全国的にあまり研修に手がついていない状態がありますが、それが放置されればされるほど課題が大きくなっていくということで、ちょっと踏み込んだ取り組みが必要ではないかなと思います。

池田主査 山岡先生、どうぞ。

山岡代表 さっき義家先生がおっしゃった教員の専門性みたいなところの話ですけれども、今、担任の先生お一人がすべてのお子さんに対応するのはちょっと無理だと思うんですね。それから、学校の中でいくと、特別支援教育の仕組みになかで校内委員会や、特別支援教育コーディネーターが整備されていますが、そういったチーム支援を実施すること。さらに、それに心理士とか言語聴覚士とか、作業療法士、あるいは医師とか、学校の外から専門家が支援に入る。あるいは、教員資格のない方が介助員とか支援の形で入る。要するに、担任の先生一人ではなくて、いろいろなチーム、あるいは、地域のリソースを使って支援していくということが必要だと私は思っています。

池田主査 どうもありがとうございました。

大変重要なお提議をいただきながら、時間不足で、十分意を尽くせないところがあったのではないかと思います。失礼の段はお許しいただきたいと思えます。

それでは、はじめの議題である特別支援教育につきましては、これをもって終了させていただきまして、次の議題に移らせていただきたいと思えます。

渥美先生、山岡先生、ありがとうございました。

それでは、次の議題でありますキャリア教育、職業教育に移らせていただきます。

本日は、先ほどご紹介いたしましたとおり、富山県教育委員会の中田教育次長にご出席いただいております。

早速でございますけれども、中田教育次長、よろしくお願いたします。

中田教育次長 それでは、資料7に沿いまして、パワーポイントを用意しておりませんので、これを見ながら関連づけて説明させていただきたいと思えます。

富山県教育委員会教育次長の中田でございます。今日はこういう機会を設けていただきまして、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』事業」につきまして、説明をさせていただくことを大変ありがたく思っております。

この事業は、県下の全公立中学校の2年生が、連続5日間の職場体験や福祉ボランティア体験等に参加することによりまして、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を育てようと、平成11年度から始めたものでございます。

それまでは、いじめ、不登校の増加に対応するために、中学校区ごとに児童・生徒の健全育成の方策などについて協議いたしまして、学校・家庭・地域社会が一体となって「クリーン作戦」とか「あいさつ運動」などを行ってきました。この「社会に学ぶ『14歳の挑

戦」事業」は、これらを拡大したものでございます。

初年度の11年度は、全中学校の3分の1で実施いたしまして、12年度には3分の2ということで、実施校を増やしていったら、3年目の平成13年度には県下の全公立中学校85校、当時の2年生全員が取り組んだところでございます。そして、平成18年度には全公立中学校83校9,689名の生徒が参加しました。受け入れていただいた事業所の数にしますと、3,132カ所となっております。

本事業を推進するにあたりまして、中学校区ごとのPTA、経営者協会、商工会議所などの関係団体を中心となりまして、この『14歳の挑戦』推進委員会を組織いたしております。この推進委員会が事業所、商店、企業などに対しまして、子供たちの受け入れ先となってもらえるように、依頼するという形をとっております。市役所や町村役場、それから、市町村の教育委員会などは、この受け入れ先を拡大するための連絡調整を行うなど、さまざまな形で支援をいたしております。

この事業は、5月から10月までのいわゆる課業期間中に、連続した5日間の活動を行いますけれども、多くの学校ではこの事業による活動をいわゆる総合的な学習の時間とか、特別活動の時間に位置づけているところでございます。夏休み実施という声もありますけれども、「『14歳の挑戦』事業」というのは勉強なんだということを、子供たちや保護者に強く意識させるために、課業期間中に行っております。授業時間の時数の確保のために夏休みということも今後は検討していかなければならないかなと思っております。

活動は、原則といたしまして、1班4人程度のグループで実施しておりますけれども、希望や受け入れ先の事情によりましては、1人2人で実施しているところもございます。

それから、活動場所につきましては、学校で生徒に希望をとりまして、これを十分踏まえる形で、先ほどの推進委員会で受け入れ先の確保を行っていただいております。これまで子供たちは幼稚園・保育園、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、老人ホーム、農家、魚市場など、さまざまところで活動しております。

実施にあたりましては、活動前に学校は事業所と打ち合わせを綿密に行っております。子供たちに活動場所を割り振り、仕事に対する取り組み方、安全に対する配慮、何か発生したときの緊急の連絡、あいさつ、礼儀などについていろいろ指導しているところでございます。

それから、実施中には教員が各事業所を巡回いたしまして、子供が活動している様子を見たり、指導者に子供の様子を尋ねたりしながら、一人ひとりの子供への理解を深めております。

事業につきましては、子供たちは、終わったら事業所にお礼状を出すとか、記録文などの体験記を作成いたしまして、事業所へ送ったりしましたり、校内の発表会へ招待したりするなどいたしております。

この予算につきましては、県と市町村で2分の1ずつ負担いたしまして、指導ボランティアの方への謝金、指導ボランティアの方と参加生徒の保険料、それから、記録文集作成

費等を支出しているところでございます。県としては、これらの市町村への補助とは別に、広報用のパンフレットの作成費などを予算化しております。お手元にお配りしたものはまだ校正中のものでございますけれども、こういう形のを毎年つくって、各生徒たちにも配っております。

事業の成果でございますが、子供にとって、勤労の意義や喜びを感じ、あいさつや思いやりの心の大切さなどに気づく機会になっていることが挙げられます。それから、事後の感想については、「やりがいのある仕事について働けることが幸せなんだとつくづく思った」とか、「指導ボランティアの方になぜ農業を職業として選んだのかと質問したら、『農業を通して社会貢献をしたかったから』と答えてもらって、すなおにカッコいいなと思った」と。それから、「人間関係づくりの第一歩はあいさつや礼儀作法からだということがわかった」などと感想を書いております。

また、保護者にとりましては、親子の話し合いの場が増えるとともに、子供の成長ぶりを実感することができる機会となっていることが挙げられます。具体的には、「反抗期だと思っていたのに、感動したことをすなおに話してくれて大変うれしかった」、「今回の体験からさまざまな人に感謝の気持ちを持ってくれてうれしい」などの感想もありました。

また、受け入れ先や地域にとっては、中学生への理解を深め、地域の子供は地域で育てようとする輪を広げることに繋がっており、「中学生は子供だと思っていたが、しっかり働いているし、はきはき受け答えもする、これまでの中学生に対する認識が変わった」。それから、「社会全体で心の教育を図ること、地域で子供たちを育てることの重要性を認識した」などの感想をいただいております。

また、学校にとりましては、家庭や地域と協力・連携を図りながら、教育活動を進める、体制づくりを進める機会となっております、「『14歳の挑戦』を始めて以来、地域とのパイプが太くなり、教育活動などへの協力を求めやすくなった」などの報告がありました。

また、平成18年度には、本事業に対する意見交換会を開催いたしまして、事業所、指導ボランティア、学校、それぞれの代表のほか、『14歳の挑戦』を体験した大学生にも集ってもらいました。その場で、学生からは「当時は自分だけが頑張っていると思っていたが、たくさんの人のおかげがあって、この『14歳の挑戦』をすることができたのだということに後で気がついた。取り組みをぜひ前進させてほしい」というような意見ももらっております。

なお、富山県では高等学校や大学でもインターンシップを進めておりますが、体験する生徒・学生の割合が年々高まっております。18年度においても、県立高等学校の専門学科では、生徒数の73.3%に当たる1,728人、県立高等学校全体では47%に当たる3,599人が体験しております。

大学については、富山県の8つの大学などと富山県経営者協会が連携いたしまして、大学3年生が職場体験を行う「富山県インターンシップ事業」を実施しておりますが、平成18年度の登録者数が前年度に比べまして、28%も増加したということでございます。

平成18年度は『14歳の挑戦』事業を一番最初に体験した子供たちが大学3年生になった年と重なっております。県教育委員会としては中学2年生での『14歳の挑戦』を体験したことが、子供たちの勤労意欲が高まったこととかかわっているのではないかなと思っております。

一方、課題といたしましては、事業所の数が限られていることから、学校間で連絡をとりあって実施時期を調整するなど、受け入れ先の都合も考慮して計画を立てること。それから、地域の担い手を地域で育てるという意識を高めるために、事業の意義や成果を保護者や地域の人々に積極的に知らせる工夫をすることなどが指摘されているところでございます。

いずれにいたしましても、この事業は富山県にとりまして、1万人の子供たちが活動することから、次から次へいろいろな学校の子供たちを事業所に引き受けていただくなど、大変ご無理をお願いしているところですが、この活動は子供の社会性の育成や規範意識の向上を図る上で大変重要なものだと思っております。地域の皆様のご理解、ご協力などをどのように得るのか、また、さらに効果を上げるためにどうすればいいのかなどにつきまして、事業所や指導ボランティアの皆様方からもいろいろな意見をお伺いしながら検討したいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

池田主査 どうもありがとうございました。

県を挙げてのお取り組みに大変教えられるところが多くございました。ありがとうございました。

それでは、時間の都合もございまして、引き続きまして、NPO法人ETICの宮城代表理事から、よろしく願いいたします。

宮城代表理事 NPO法人ETICの宮城と申します。よろしく願いいたします。

今日はキャリア教育という枠組みでお呼びいただいたんですけども、私自身、キャリア教育ということ自体、大変幅広い概念と言いますか、特に初等中等教育においては、子供たちが学ぶ力であり、生きる力でありということを育てていくのに欠かせないものであるという意味で広くとらえているんですが、今回の教育再生会議のテーマが「社会総がかりの教育再生」ということで、キャリア教育を筆頭に子供たちを地域総がかり、社会総がかりで育てていくかというのがテーマかなと思っております。

その社会総がかりでの教育を推進していくための担い手と言いますか、社会が総がかりになって若者たち、子供たちを育てていくために、それをお膳立てしていったり、つないでいったりするという役割が重要ではないかと思っております。その社会総がかりで推進していく担い手はだれかということについて、皆さんと議論させていただく時間になればと思っております。

私自身は、大学時代の93年からこの活動を始めました。特に社会の課題の解決に挑んでいくリーダー、いわゆる社会起業家や市民起業家と言われるような若者たちを育てていく

ということを軸に活動をしてまいりました。その中でも、特に、いかに日本で人が成長する場所をつくっていくかということに力を入れて取り組んできております。

その中でも特に地域やさまざまな分野で人を育てていくハブとなるようなリーダーの輩出、育成を私どもが応援しているという、ちょっと複雑なんですけれども、そういうことに力を入れております。例えば、「チャレンジコミュニティ創設プロジェクト」というのがありまして、このプロジェクトは経済産業省と一緒に各地域で地域の産業の現場や仕事の現場と教育の現場、人材育成の現場をつなげていくという取り組みをプロデュースするリーダーを育てていくという取り組みです。今、全国で30地域ほどからこの動きが立ち上がってきております。

これからプレゼンテーションしていただく毛受さんは、そのプロデューサーの一人でもあり、私の同志であるわけですが、彼が直接取り組んでおりますのが、もう少し細かい単位、市町村単位で教育現場と社会をつないでいくプロデュースをするコーディネーターの育成に着手しております。私は彼のような都道府県単位やブロック単位でその地域の人材育成と社会の現場をつなげていくという存在、あるいは、彼が今着手している市町村単位で教育の現場と社会をつなげていくという、そういうつなぎ役、担い手となるコーディネーターをいかに育てていくかということに、私自身取り組んでいこうと思っておりますし、まさに社会総がかりの教育再生ということにおいては、大変重要な存在になるのではないかと認識しております。

そのモデル事例として、現場での取り組みについて、毛受さんからご紹介いただきたいと思います。

毛受代表 ただいまご紹介にあずかりました、NPO法人アスクネットの代表をしております毛受と申します。

私たちのNPOは「市民参加の教育づくり」をスローガンに、出会いと共生の教育ということで、キャリア教育を専門にしているNPOでございます。こちらのスライドを見ていただきながら説明させていただきたいと思っております。お手元の資料と、別の封筒の中にも今日のプレゼンテーションの参考にさせていただくものが幾つかありますので、見ていただければと思います。

提案の背景ですが、第二次報告に向けて、「社会総がかり」の具体的な方策とは何だという点、それから、地域と連携することの重要性は基本的に共通認識になっている。では、そのときに地域の連携にかかわる膨大な、先ほどの職場体験の授業『14歳の挑戦』も多大なる労力を現場が担っております。こういった労力をだれがどのように担っていくのかということです。その中でコーディネーターの活動についても議論が進んできております。それを解決する上でご提案をさせていただきたいと思っております。

より効果の高いキャリア教育というのはどういったものなのかということ、我々がやっていく中で分かってきたものが、一つは、一人ひとりの子供たちが多様な大人と触れあう。たくさん的人数で何かをやるといっても、一人ひとりが大人とじかに触れあっている

くというような場面をつくっていく。もう一つが、自ら考え、目標を持って行動していく、プロジェクト型のものがキャリア教育として非常に効果が高い。

3つ目としては、事前・事後の指導ですね。同じ「職場体験」をやるにしても、事前の意義づけやマナー指導などをやること。これが非常に効果を生み出している。それから、もう一つが、こういった学習を継続的に支えていくためには、たくさんの大人が継続的に支えていくような体制、組織みたいなものが必要になってくる。こういうものをしていくためには膨大なマンパワーがかかるということがわかりました。

例えば、コーディネートの必要性の例としては、一学年6クラスの中学校があるとします。この6クラスで大学講師の社会人の話を聴かせようと思ったときに、講演会で6クラスを体育館に集めて大きな会場で聴かせても、テレビと同じような感じでなかなか心に入っていない。であるならば、各クラス1名の講師を呼んできた方がいいだろう。となると、コーディネーターがいない場合は、現場の教員には6人の講師との調整の負担がかかります。この負担をかけていくと、事前・事後の指導に時間と手間を割れない場合が出てきてしまうことがわかっています。

そこにコーディネーターがいる場合、連絡調整の部分をコーディネーターがある程度負担してあげるんです。そのかわりに現場の教員は生徒への事前・事後指導に注力することで、キャリア教育としての効果が非常に高まっていく。同時に、副次的なメリットとして、いい講師が発掘されると、その学校だけではなく、ほかの学校にスムーズに移転していく。もう一つは、講師が職場体験に出ると、教育に主体的にかかわる人々が増えてくるんですね。こういったところが地域の教育力を高めることもわかってきています。ということで、こういうものを丁寧に地域をつないでいくような必要性があるのではないかと考えております。

そこで瀬戸市の事例を挙げたいと思います。瀬戸市の事例は、お手元の資料の中にパンフレットがありまして、詳しい内容についてはこちらに入っておりますが、これは経済産業省の「地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト」の委託で始まったものでございまして、2005年より事業を開始しました。瀬戸商工会議所とアスクネットの協働で行っております。

瀬戸市内の中学校全8校と小学校5校がキャリア教育をやっています。その中で、市民講師が1年間に250名が学校に行きまして、6,000人ぐらいの生徒に授業をしています。また、1,200人の生徒が300社に職場体験に行っております。この事例で強調しておきたいところは、この事業をやる中で、「瀬戸まるっとキャリア教育」を合い言葉に、主体的に総がかりでやる機運が生まれてきたということです。

こういったものをつくってきた人間としては2名のコーディネーターがいて、いろいろな事務をやるんですけども、この2人も相当負担がかかるんですが、この人がいることによって効果的なものが生まれるということがわかっております。

瀬戸モデルから得られる視点をまとめてみますと、一つめに専任のコーディネーターが

いるということ。これが非常に大きい。それから、二つめに地元経済団体が中心になっていることも大きな視点であろうと。それから、三つ目に、教育に熱い市民層をうまく組織・確保すること。そして、四つ目としては、予算をつけて、情熱だけには頼らないものをやっていくという点が要因だと思います。

それから、今後に向けた課題としては、経産省の事業が終わって、瀬戸市単独になっていきますと、予算的にも厳しくなり、今後どのように措置していくかが問題になってくるだろうと思います。

我々が考えているのは、学校教育の中にもコーディネーターを置いて、専門の教育コーディネーターがいて、地域のコーディネーターがいるというような協働システムが大事になってくるのではないかと考えております。これが協働システムによって、分権によって最適運用されるようなことが大事になってきます。

そこで、プランとしてどんなものを考えているかと言いますと、コーディネーターというのはわかりにくい部分もありますので、キャリア教育を地域を巻き込んでいく上での大きな旗印にして、地域を巻き込んでいくためのコーディネーターを「教育再生レンジャー」と呼んで、それを調査研究し、公募・育成の枠組みをつくっていく。それを47都道府県で公募し、核的なプラットフォームをつくっていきまして、人材を育成していく仕組みを考えたいと思います。

平成21年から23年は、47都道府県においてモデルを実施しまして、コーディネーターシステムをもとに全国展開するということです。その中で一つ強調しておきたいのは、資料8の「愛知サマーセミナー」という地域レベルのキャリア教育イベントが非常に効果的であるということ。こういった地域のさまざまな講師をまとめて地域の子供たちはだれでも受けられる、「誰でも先生、誰でも生徒、どこでも学校」ということで、参加できるような仕組みをつくっておりますが、こういったものも非常に効果的であると思います。

そして、最終的に24年から全国の市町村へ展開していくということが重要になってくるのではないかと思います。

最後に、「学力低下」が強調されて、対症療法の方に問題が先行しているのではないかと思います。学びの本質は「生きる」ことであり、この「生きる」ことを考えさせるためには、キャリア教育は非常に意義がある。「ゆとり教育」の見直しの中で、今、学校現場でキャリア教育を削減していくような動きが強くなっていますので、この教育再生会議の中でも教育現場を励ますような提言を出していただきたいと思っております。

宮城代表理事 私から少し補足させていただきます。

今のプランは一つのたたき台として提案させていただいたものです。このポイントとしましては、一律で、例えば今の時点でいきなり全市町村に資金を提供して、教育コーディネーターを設置しようということではなくて、しっかり基盤をつくりながら、各地域の主体性を大切に展開していくということです。プラットフォームとしての全国の動きを支援していく組織があって、それを今度はブロック単位や県単位で支えていく彼のような

存在がいて、それがまたさらに地域単位で、市町村単位の中で、さっきの瀬戸のコーディネーターの方がいるというような、ある種の主体性を引き出す生態系をつくっていくという発想も含めて取り組まないと、なかなかうまくいかないのかなと思っています。

この教育コーディネーターという考え方は、この会議の中でも出てきている、放課後子どもプランとか、奉仕活動の義務化、9月入学の推進等の動き等においても、こういう存在が機能しないと、現場では回らなくなるのではないかなという気がしております。

もう1つ、あらためてお伝えしておきたいのは、こういった動きは、上から指導して全国で一律に実施するというよりは、機運を高めていくということが必要になってくると思うんですけども、その方策としていろいろな手が必要かと思います。例えば、社会総がかり教育指標みたいなものを設定して、それぞれの地域の中でどれだけ、地域の人たちが教育に参画する、当事者意識を持つということに対して、頑張っているかということ、お互い自己評価できたり、人に対して誇れるというようなことを会議でつくってみてはどうかと思っております。

また、ひとつのイメージとして、非常に地味なんですけど、あいさつ運動の徹底。これは地域のきずなをつないでいく一番簡単なきっかけであり、かつ、だれもが当事者になれるという意味において、あいさつ運動というのは大変オーソドックスなんですけれども、とても意義があるのではないかと私は思っています、こういうことを安倍総理自らが徹底してどの場面でも伝えながら、示していくというようなことを発信されているというのはとてもおもしろいのではないかと思っております。

以上です。ありがとうございました。

池田主査 どうもありがとうございました。

大変幅広いお話をお伺いしまして、感謝しております。

それでは、最後になりましたが、内閣府の大塚参事官にお見えいただいておりますので、よろしく願いいたします。

大塚参事官 内閣府の大塚でございます。よろしく願いいたします。

貴重なお時間を頂戴いたしまして、私どものキャリア教育の取り組みにつきまして、簡単にご説明をさせていただきます。資料9をごらんいただきたいと思います。

この表の中央の今どういう実施体制で取り組んでいるかということ、まずご説明いたします。私どもが一生懸命やっております青少年育成推進本部は、総理を本部長といたしまして、全閣僚で構成される本部でございます。その下に、昨年の12月に「キャリア教育等推進会議」を立ち上げております。構成員は、私どもの高市早苗青少年育成担当特命担当大臣、そして、学校現場を見ていらっしゃる文部科学大臣、就労支援を行っている厚生労働大臣、産業界の人材育成を中心にやっている経済産業大臣、この4閣僚が中心となりまして、キャリア教育の推進方策を取りまとめていこうということでございます。

次のページに、これまでの大まかな日程と今後の予定を書いております。昨年末に立

ち上げて以来、閣僚レベル、あるいは、実務者での検討、さらには有識者の方々を交えて、どういところが今足りなくて、どういところを今後進めていったらいいかということ鋭意検討しておりまして、連休明け、5月から6月にかけて、最終的な成果物をまとめる状況に入っております。

私どもの問題認識を簡潔に申し上げますと、お手元に資料をお配りいただいておりますが、これまで既にいろいろな取り組みがされており、先進的な取り組みもされてきております。ただ、全国を見渡しますと、いろいろな意味で取り組みがまちまちである、あるいは、濃淡があるというふうに感じております。例えば、学校段階で見ましても、今ご紹介のありました中学校レベルでは先進的な取り組みがされているけれども、それが高校に上がったときに生かされているか、さらに大学ではどうかといったような問題、これを我々は縦串の体系化と考えております。

もう一つは、キャリア教育、個々の地域での取り組みというものが重要になりますが、そういう地域での横の連携といったようなものが、一部、頑張っておられるところは非常に熱心なわけですが、全体としてまだまだそういう取り組みにはかなり濃淡があるのではないかということ。それから、学校現場での主役は先生なわけですが、今のところどうしても個々の先生の熱意に頼っていて、なかなかそれを全国あまねくといったところまでなっていない、そういう先生方の研修と言いましょうか、資質、能力の向上をどうやってやっていったらいいかといったような問題。

そして、横の連携ということを申し上げましたけれども、先ほど毛受先生からお話ございました地域のいろいろな機関が連携するということはもちろんですが、皆さんそれぞれ忙しい中で、全体を見渡してうまくつないでいくコーディネートの役割を担う方々の育成支援といったものも重要であると考えております。

最後に、まだまだ「キャリア教育」という言葉が浸透していない。特に高校レベルでは、例えば学校で取り組もうと思っても保護者の理解が得られにくいといったようなこともございます。そういう意味で、これは学校、企業だけでなく、広い意味での国民各界各層の認識の向上、意識啓発といったものも、個々の政策展開とあわせて大事だと思っております、そのような認識の下に取りまとめ作業を行っているところでございます。

以上でございます。

池田主査 どうもありがとうございました。

お三方のお話から、これは当然のことですけれども、地方自治体、NPO、政府など社会全体が、社会総がかりで取り組むことによって前へ進むのではないかとことを強く感じさせられております。ありがとうございました。

それでは、もう予定の時刻になっておりますけれども、お許しをいただいて、若干時間をオーバーさせていただければと思います。

事務局から、今日の資料につきまして、簡単に説明をいただいた後、ご意見を頂戴したいと思っております。

山中副室長 事務局で用意していますのは、資料10と資料11でございますけれども、資料10は、今までありましたような政府で取り組んでおりますキャリア教育。キャリア教育というのは、望ましい子供たちの職業観とか勤労観、あるいは、職業についての知識・技能を身につけさせる、その中で自己の個性を理解して進路を選択していくと、そういう能力を中学校卒業、あるいは、高校卒業、大学卒業、そういう段階でつけさせていこうということでございます。今ありましたように、小・中・高ということでいろいろな形の取り組みがありますけれども、これをどういう形で連携させながら、また、それぞれの地域で展開していくかということが大きな課題であろうと思っております。

資料11は、具体的にどういう状況であるという資料でございます。

以上です。

池田主査 それでは、今のお話、また、資料に基づきまして、10分少々になるかと思えますけれども、意見交換をさせていただければと思います。

どうぞ、門川委員。

門川委員 職場体験とか奉仕体験、あるいは、キャリア教育は、議論検討している段階ではなしに、どう実行するかが重要である。「義務づけ」という言葉はあまり好きではないですけれども、今日の富山県の事例もそうですけれども、京都でも1万人の中学校2年生が3,300事業所で職場体験をしています。同じ感動的な話を聞きます。子供の学び、あるいは、企業、地域社会での子供理解、親子の会話の促進、等々の効果は高い。初めて実施するときにはものすごく抵抗される人が多いですけれども、やった後の効果というか感動というのは共有できるものがあるなと思います。

実行に移すための方法を論じる段階ではないかなと。これがニートの問題、あるいは、先ほどから出ています学力の問題、学ぶ意欲の動機づけの問題、あるいは、地域社会全体で子供をどう育てていくかという問題、教育の再生、さらに地域社会の再生、そういうことにもつながっていくと思うんです。

もう一つ、キャリア教育ですけれども、今、京都市の資料を配らせていただいています。2ページに書いてございますように、京都ではキャリア教育を生き方を考え、生きる力を育む教育として、「生き方探究教育」という言い方をしまして、意義づけています。保育所・幼稚園から高校までの各成長段階で、そして、家庭で子供のときに用事をする、それを褒める、自尊感情がわく、こういうことから、学校で、あるいは地域社会、企業でという総合的なことを一貫したカリキュラムをつくって、どの段階でどういうことを意図的に教えていくか、学ばせていくかということを行っています。

その中に職場体験事業を位置付ける、あるいは、世界最大の経済教育団体であるジュニアアチーブメントと協力しまして、小学校でスチューデントシティ、中学校でファイナンスパークの実施。あるいは、いろいろな民間企業との協働学習をやっていきます。そういう仕組みをつくっていくことが非常に効果的だと思います。これらは第1分科会と第2分科会の議論に乖離がないように。片方は学力を中心に議論をしている。一方は体験重視に。

しかし、必ずそれは一体的に結びつくと思いますし、結びつけなければなりません。よろしくお願ひしたいと思っています。

本当にありがたい話を聴かせていただきました。

池田主査 どうもありがとうございます。

中嶋委員、どうぞ。

中嶋委員 今日はいろいろ勉強させていただいて、普段高等教育に主として関わっておりますと、気がつかない大事なことがあるということをお教えいただきありがとうございます。

今のキャリア教育の問題も特別支援教育の問題も、結局、コーディネーターが必要だということですね。しかも、大量に必要なだと。それを供給するためには、今、団塊世代の大量退職もありますし、我々ぐらいの年になりますと、同級会などに行ってみると、みんなやりたいことがいっぱいあるにもかかわらず、旅行したりということでも過ごしちゃうわけですから、そういう人たちをもっと積極的に、まさに社会総がかりの教育に動員する体制を思い切って出してこの中に入れると、教育再生会議に対する国民の支持がさらに高まると思います。特にコーディネーターの重要性について、学校の先生も、現職の方は忙しいわけですから、みんなで教育再生に尽くすような形の提言をぜひ入れていただければと思います。

池田主査 どうもありがとうございました。

品川委員、どうぞ。

品川委員 どうもありがとうございました。とても参考になりました。

お話を伺いながら改めて特別支援教育とキャリア教育というのは切り離せないものだと痛感しています。山中さんにご紹介いただいた政府における取り組みも、土台となる個々の認知と学習スタイルの多様性を前提にした指導・支援プログラム作りが非常に大切になってくると存じます。小学生がお店屋さんをやったといっても、認知も学習スタイルも違う子が1割近くいるわけです。そこでの経験がキャリア教育につながるようなことを視野にいれなければなりません。これは第1分科会の話かもしれませんが、土台となるベースを再生会議でどうやって出していくかがカギだと思います。

先ほど私は社会のルールと生きるスキルをどうやって身につけるか、そのベースとなるセルフ・エスティーム、さらにはそのベースとなる自己理解をどうエビデンス・ベースのプログラムで理解・向上させていくかそれが大事だということを申し上げました。認知や学習スタイルの多様性に応じた指導を全体に導入することはすべての子供の能力を向上させることに直結し、ひいてはそれがキャリア教育にもつながっていきます。その点を改めて申し上げたいと思います。

それから、いつも申し上げる地域間格差を埋めていくという意味において、コーディネーターは必要だと私も考えます。地域間格差は子供自身が不利益を被りますし、現場教員の負担軽減のためにもコーディネーターの活用は視野に入れるべきだと考えます。ただ、

門川委員のご指摘の通り、そういったコーディネーターに、これから大量に退職されていられる方々をどうやって巻き込んでいくか。そのときに彼らにどういう研修をしていくかがすごく問われてくるであろうと考えます。成功体験がある方がご自身の体験だけに基いて介入されますと、軋轢が生じることも多々あります。そこをどうするか。そういうところを配慮し、踏み込んで提言していく必要があると存じます。これは教育院やいつも申し上げる省庁連携、省庁の枠を超えたシステム改革に直結すると考えます。

以上です。

池田主査 どうぞ、川勝委員。

川勝委員「14歳の挑戦」は実にすばらしいですね。初年度は3,000人、次年度はその2倍、3年度からは1万人。14歳という中学2年生に焦点を絞られたのは、脳科学の発展という観点からみましても、絶妙で、しかも成果が上がっているということで、深く感じ入り、また学ぶところがありました。

先ほど内閣府でまとめていただきましたけれども、地域全体で協力して、小・中学校、次に高校、そして大学と縦串の体系化が必要だと言われました。これについて、中嶋委員などとプロジェクトXで高等教育を考えていますが、高等教育もさまざまなものがありまして、世界の研究教育機関と対抗できる研究拠点、社会人を含む日本全体の人材の実力を上げていく教育機関的な拠点。さらにもう一つ大事なものは、地域密着型を考えなくては行けない。個性化を図らなくては行けないということです。

もう一つは、いわば横串の話です。例えば富山県、瀬戸市、愛知県、京都などのようにうまくいっているところと、うまくいっていないところがあり、濃淡があるというご指摘ですが、地域間競争をしていただいて、先ほど中田さんが「地域の子供は地域で育てる」「地域の担い手を地域で育てる」といわれましたが、それは「社会総がかり」と同じ趣旨です。宮城さんのご発言は、各地域レベル、市町村、県レベルでやらなくては行けないということで、「社会総がかり」と同趣旨で出てきたキーコンセプトは「地域」です。先ほど山中副室長からも地域間で連携しなくては行けないとおっしゃっています。「地域ぐるみ」ないし「地域」を前面に出すのがいいのではないかと。

「社会総がかり」を「地域ぐるみの取り組み」という表現に落とせないでしょうか。地域のことを地域の人たちが知り、子供に地域の実情を教え、地域の人たちが子供たちの教育に責任を持つという意味において、また「地方の活性化が国の活性化をうむ」という流れで言えば地域分権です。国が規制するのではなくて、地域が責任をもって子供を育てるということで、「地域」という言葉が強いメッセージ性を持ってきたという感想を先生方のご発言から得ました。

池田主査 どうもありがとうございました。

どうぞ、門川委員。

門川委員 おっしゃるとおりですね。地域の子供を地域で社会の宝として共に育む、そのために学校は徹底した開かれた学校づくり、体質改善をする。そして、地域と融合して

いくということだと思います。

もう1つは、生涯学習社会ということが言われています。生涯学習が、自分の学び、自分の喜びということ、これも否定しませんけれども、地域に関わって、地域に貢献していく、学びの成果を地域に還元していく、そういうことを奨励する生涯学習を国や地方が奨励していくと。そういうことですね。本当の人間の喜びは人の役に立つこと、地域のお役に立つこと、人を育むことだと思うんですね。そういう政策を生涯学習も含めてやっていかなければなりません。地域がキーワードでありますし。

池田主査 地域に密着した、そして地域に定着した人材の養成が大変重要だということですね。私事ですが、先日、日本経団連の仕事で四国へ行く機会がありました。そのなかで四国の経済人の方々と教育に関して意見交換させていただきましたが、ある方から、「どんなに地元で優秀な人材を高校まで育成しても、大学になると全部東京に行ってしまう、帰ってくるかといったら帰ってこない。だから、いくら地域が努力しても、そういう人材が地域のために貢献していただけない、何とかしてほしい」というような要望がありました。

しかしながら、生涯教育、あるいは、キャリア教育、専門学校教育といったものを初等教育の段階から地域密着型の教育をしていけば、必ずや最後には地域貢献という形で帰ってきてくれるであろうと、これは私の願望ですけれども、そういうシステムをつくっていく必要があるかということ強く感じさせられております。

川勝委員 毛受さん、お若い、情熱にあふれていますね。ボランティアでしょう。社会総がかりといったときには、学校、企業、自治体、国、もちろん保護者も入っていますが、ボランティアなり地域再生レンジャー、コーディネーターになり、志のある人たちが重要ですね。ここに来られた若い人たちは、まさに子供が学ぶべき奉仕活動の見本みたいな方々です。そういう方々に呼びかけ、励ますメッセージをあわせて出すことで、なぜ奉仕やボランティアが重要なのが示せることにもなるでしょう。

池田主査 何か一言ございますか。

宮城代表理事 そういう若者たちが今私どものところに日々相談に来て、「私も地域を変えていくために何かしたい」と。彼らは「私しかない」と思っているみたいなんですね。大人たちに任せていても地域は変わらないと。そういう当事者意識を持ち始めていたりします。もちろん勘違いも多く含まれているわけですが。それを見ていると、自ら手を挙げて、「私が始める」という人たちが。今、全国で30地域ぐらい、彼のような人がいるんですけれども、そういう人があとからあとから手を挙げてくるというような状態です。しかも彼等はマインドはボランティアですけれども、それをプロとして仕事にしようとしている。そうしたプロを増やしていくという取り組みも重要になると思います。その彼等のエネルギーを一つのでこにして、あらゆる世代がつながっていくようなきっかけをつくれたらと、私どもとしては思っているんです。

毛受代表 先ほどセルフ・エスティームという話が品川委員から出ておりましたけれど

も、地域の中で大切にされたという体験そのものが地域に戻していくエネルギーになっていくことがあります。例えば、職場体験であったり、キャリア教育であったり、そういった中で子供たちは「～君」「～さん」と個人名で呼ばれて大切にされて、その中で自分が役割を与えられるというような体験をつむという意味で、キャリア教育というのはいってつけのものがテーマです。その中で成長が生まれていく。それがインターンシップだったり、職場体験だったり、市民講師であったりというようにやっていけば、教育再生の流れに合致するのではないかなと私たちは思っております。

宮城代表理事　そういう視点でいうと、誤解を恐れずにいうと、田舎というか辺境の地であればあるほど、潜在的教育力が高いというか、人を育む絆がその地域の中にすごくあるという気がしています。ですから、「うちの地域は田舎にあるけれども、人を育てるということに対する思いにおいてはだれにも負けない」というような、むしろそこに逆の格差があるじゃないですけれども、都会よりもうちは社会総がかり教育力、地域総がかり教育力においては上なんだというぐらいの、そんな動きが生まれてきたらおもしろいなというを感じています。

池田主査　どうもありがとうございます。

もう少し意見の交換をさせていただきたいところですが、時間も経過いたしておりますので、意見の交換はこれで終わらせていただきたいと思います。

今日いろいろお話しいただいたこと、また、委員の方からご発言いただいたことを体系化し実践活動にどう結びつけていくかということが、我々の役割であろうと思っております。

きょうは大変お忙しい中をありがとうございました。大変いい勉強をさせていただきました。（拍手）

それでは、最後になりますけれども、山谷補佐官からお話しいただければと思います。

山谷総理補佐官　今日はいろいろありがとうございました。スケジュール的なことなんですけれども、「子育てを思う」という提言というか情報提供は、今日のご意見も踏まえて、どのようなものにするか考えていきたい。

それから、昨日の運営委員会で、5月の末になるのか6月の頭になるのか、第2回の取りまとめの項目素案と言いますか、構成と言いますか、そのようなものを皆さんと意見交換いたしました。それも、意見がございましたので、手直しをして、今日の特別支援教育とキャリア・職業教育のヒアリングでもとてもいいご意見をいただいておりますので、それも十分に入れたものをまた運営委員会にかけて、連休明けの合同分科会では、項目以上素案未満というようなレベルのものを出させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。